

「著作権法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター

当センターは、この度示された著作権法施行令の改正案に基づき、ブルーレイディスクレコーダーおよびブルーレイディスクを追加指定することについて賛成する。理由は次のとおりである。

私的録音録画補償金制度（以下、「補償金制度」）は、家庭内等における私的な録音・録画の増大に対し、利用者と権利者との利益の調整を図るため、1992（平成4）年の著作権法改正により導入されたものである。

補償金制度導入以降も、補償金制度の対象とされていないデジタル方式による高機能・大容量の録音・録画機器が登場したことから、補償金制度の見直しは、2003（平成15）年7月の『知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画』（知的財産推進計画）で取り上げられて以降、毎年、知的財産推進計画に掲げられ、文化審議会著作権分科会において様々な議論が繰り返されてきた。しかしながら、今日まで具体的な見直しには至っておらず、補償金制度は形骸化したままの状況が続いている。

この問題の解決を図るべく、文化審議会著作権分科会「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」における「補償金制度について、協力義務者の位置付けを維持しながら、私的録音・録画の蓋然性の高い機器（主として録音／録画の用に供される機器）等への課金を行うという現行の運用を前提とした手当てをまずは行うことが考えられる」（『著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について』59頁）との結論を受けて、補償金制度の対象となる具体的な機器等について、実態調査の実施などを含め、関係省庁間で検討が重ねられてきた。今回の改正案は、この関係省庁間での検討結果を踏まえたものであり、空洞化した補償金制度を見直す第一歩として評価し、改正著作権法施行令が速やかに施行されることを希望する。

我が国は私的複製に関して広範な権利制限規定を有しているにもかかわらず、デジタル方式による私的複製に対する不利益を補償するための補償金制度は形骸化し、実質的に機能不全に陥った状態のまま、長年放置されている。デジタル方式による私的複製が広範かつ大量に行われているにもかかわらず、権利者に対する対価（補償金）の還元が果たされないという極めてアンバランスな状態がこれ以上継続することは到底認容しがたい。政府は、現行の補償金制度が対象として想定している私的複製の蓋然性が高い機器等について、速やかに政令指定を行うとともに、それ以外の機器等についても、新しい時代に即した具体的な制度設計について結論を得て、必要な措置を講じるべきである。

以上